# 力熊本県公報

第 1 1 7 0 9 号 平成 20 年 6 月 20 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

# 目 次

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の 指定 (障害者支援総室) (障害者支援総室) (障害者直支援法に基づく事業所の指定 ( ) ( ) 1 〇指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護) (高齢者支援総室) 2 2 2 ○ 道路の位置指定の公告 ………………………………………………………(建 築 3 ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係 3 3 3 4 〇コンピュータネットワークシステムの賃貸借に係る入札結果 (産業支援課) 5 〇熊本県庁処務規定の一部を改正する訓令……………(人 5 〇熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 ………( 6 ) 7 〇熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……( " 7 〇熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令……( 7 7 載依頼 ○くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議の開催……(交通・くらし安全課) 9

#### 告 示

## 熊本県告示第 589 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援 医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関(精神通院医療) の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
平成さくら薬局	株式会社 祐心	平成 20 年 6 月 1 日
熊本市萩原町 17-25	熊本市萩原町 17-25	

## 熊本県告示第 590 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		7/// 1 /1/ /9		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福 祉サービス の種類
ふぃ~るど	社会福祉法人 はなぶさ会	平成 20 年	4310500154	自立訓練
山鹿市鹿央町千田 909-1	山鹿市鹿央町千田 909-1	6月12日		(生活訓練)
	冨田 正剛			

#### 熊本県告示第591号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
風の木苑デイサービスセンター	社会福祉法人永幸福祉会	平成 20 年 6 月 12 日
熊本市西原一丁目 11 番 63 号		

#### 熊本県告示第 592 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
風の木苑デイサービスセンター	社会福祉法人永幸福祉会	平成 20 年 6 月 12 日
熊本市西原一丁目 11 番 63 号		

#### 熊本県告示第 593 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

	三 /火 · 产日 /// · 产	コ次し四気と交叉する四向寺				
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字今別府		5.8	() (),()	緊道整
1970/12	210,011 00101	2738番1地先から	前	~	1,638.0	(交安)
		同町大字一武字踊場	13.0	18.6	1,030.0	
		2202番16地先まで		5.8		
		2202 毎 10 地元よく		2.6 ∼	1 629 0	
					1,638.0	
			後	18.6		
				8.0	10100	
				~	1,912.0	
				31.1		
一般国道	219 号	球磨郡錦町大字一武字今別府		18.1		緊道整
		2737 番 2 地先から	前	~	14.2	(交安)
		同町大字一武字足洗川		31.7		
		1320 番地先まで		18.1		
			後	~	14.2	
				41.8		
		球磨郡球磨村大字一勝地丁字上村		13.1		国防災
		422 番 56 地先から	前	~	231.3	
		   同所		21.6		
		434 番地先まで		14.2		
			後	~	231.3	
				73.5		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 6 月 20 日

## 公 告

#### 熊本県公告第 458 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 字城市松橋町曲野 1075 番地 3
- 2 築造者の氏名 宮田允文
- 3 道路の位置 宇城市松橋町両仲間字鳥嶋 420番7及び同 420番8
- 4 道路の幅員 5.01 メートル
- 5 道路の延長 34.00 メートル
- 6 指定年月日 平成20年6月6日
- 7 指定番号 宇城景建第9号

能本県公告第 459 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不分明な者の氏名 熊谷 サツ子、興梠 時義、藤島 静馬、興梠 計、興梠 輝昭、興梠 隆美、興梠 武夫、穴見 近喜、飯星 城、山下 茂、山下 ワサ、田代 重利、小崎 義實
- 2 通知の趣旨 (1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ
  - (2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 20 年 5 月 28 日付け熊本県告示第 520 号による。

熊本県公告第 460 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- - (1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年5月28日付け熊本県告示第521号による。

## 熊本県公告第 461 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

所 在 宇城市三角町三角浦字首入 338 番 9

宇城市三角町三角浦字首入 340 番 5

地 目 宅地

合計 200.90㎡ 藉 最低壳却価格 1,270,000 円

2 入札期日

平成 20 年 7 月 18 日 (金) 午前 11 時

3 入札場所

宇城市三角町三角浦 1160-39 熊本県三角港管理事務所

入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小 切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に 帰属する。

- 開札期日 入札終了後即時
- 契約保証金 6

契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するも のとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証を した小切手により行わなければならない。

入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者 で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。 提出方法 持参又は郵送による。

提出期限 平成 20 年 7 月 16 日 (水) 午後 5 時

(郵送の場合は提出期限までに必着)

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課

- 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書 類を提出しなければならない。
  - (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- その他
  - (1) 契約締結期限 平成20年7月31日(木)午後5時
  - 売買代金納入期限 契約書により指定する。
  - 契約締結場所 別途指定する。
  - 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県 財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則 第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (5) 問い合わせ先

熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

## 熊本県公告第 462 号

第4回川辺川ダム事業に関する有識者会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 夫 蒲 島 郁

開催日時 1

平成 20 年 6 月 27 日 (金)

午後4時00分から

開催場所 2

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

虎ノ門パストラルホテル 4階 ミント

議題

(1) 環境について

(2) その他

傍聴者の定員 4

15 人

- 傍聴手続
  - (1) 川辺川ダム事業に関する有識者会議(以下「会議」という。)の傍聴を希望する 者は、会議の開催予定時刻の 30 分前から 10 分前までに受付を行うこと。

  - (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
    (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課

電話番号 096-333-2139

## 熊本県公告第 463 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - コンピュータネットワークシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県産業技術センター 熊本市東町三丁目 11 番 38 号
- 3 落札者を決定した日 平成 20 年 5 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所 NTT ファイナンス株式会社 南九州支店 熊本市花畑町 4-1
- 5 落札金額 897.330 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成20年4月14日

#### 訓令

## 熊本県訓令第39号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲29号)の一部を次のように改正する。

別表第3健康福祉部社会福祉課の項中第7項を削り、第8項を第7項とし、同表同部医療政策総室の項第5項部(局)長専決事項の欄第2号中「又は准看護師」を削り、同項同欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 准看護師の免許の取消し、業務の停止又は戒告を命ずること。

別表第3環境生活部食の安全・消費生活課の項第4項第10号を次のように改める。

/ \ \ \ \ \ \			4 D to tot
(10) 熊本	1 同条例	1 同条例	1 同条例
県消費生	第 50 条	第 13 条	第 12 条
活条例(昭	第1項又	第1項、	第1項、
和52年熊	は第2項	第 25 条、	第 24 条
本県条例	の規定に	第 28 条、	第1項又
第 51 号)	よる公表	第 35 条	は第27条
の施行に	をするこ	又は第	第1項の
関するこ	と。	36条の規	規定によ
と。	2 同条例	定による	る調査を
	第 52 条	勧告をす	すること。
	の規定に	ること。	2 同条例
	より要請	2 同条例	第 21 条
	をし、又	第 21 条	第2項の
	は協力を	第3項の	規定によ
	求めるこ	規定によ	る届出を
	と。	る指導又	受理する
		は助言を	こと。
 '	'	'	

	すること。	3 同条例	
	3 同条例	第 39 条	
	第 22 条	第1項の	
	の規定に	規定によ	
	よる県の	る調査、	
	基準の設	助言、あ	
	定、変更	っせんそ	
	又は廃止	の他の措	
	をするこ	置に関す	
	٤.	ること。	
	4 同条例	4 同条例	
	第 34 条	第 39 条	
	第1項の	第2項の	
	規定により	規定によ	
	る指定を	り資料の	
	し、又は	提出又は	
	同条第2	説明を求	
	項の規定	めること。	
	による指	5 同条例	
	定の解除	第 39 条	
	をするこ	第3項の	
	٤.	規定によ	
		る熊本県	
		消費者苦	
		情処理委	
		員会のあ	
		っせん又	
		は調停に	
		関するこ	
		ے ک	
		6 同条例	
		第 49 条	
		第1項の	
		規定により	
		り資料の	
		提出若し	
		くは説明	
		を求め、	
		又は立入	
1 1			
		調査等を	

別表第3商工観光労働部労働雇用総室の項第11項第3号中「職業能力開発審議会」を「労働審議会」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県産業人材育成室設置規程 (平成 18 年熊本県訓令第 32 号) の一部を次のように 改正する。

第2条第3号中「職業能力開発審議会」を「労働審議会」に改める。

## 熊本県訓令第40号

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 20 年 6 月 20 日

> 熊本県知事 島 郁 夫

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員住宅管理規程(昭和 41 年熊本県訓令甲第 13 号)の一部を次のように改正す る

。 第4条中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。 別表中「本渡市」を「天草市」に改める。 別記第2号様式中「昭和」を削る。

別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

#### 能本県訓令第41号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

先 抴 方 出

熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 6 月 20 日

夫 熊本県知事 郁 藩 島

熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員単身寮管理規程(昭和 46 年熊本県訓令第 55 号)の一部を次のように改正す

第3条中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第42号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 機 地 先 関 各 方 出 労 働 委 員 事 局 務

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 夫 蒲 島

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員安全衛生管理規程(平成2年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部」を「部(局)」に改める。

第5条第6項中「職員課担当」を「総務事務センター担当」に改める。 第7条第2項中「職員課長」を「総務事務センター長」に改める。

第 15 条第 1 項中「室)」を「室・センター)」に改める。

第22条中「職員課」を「総務事務センター」に改める。

第28条第1項、第30条並びに第31条第1項及び第2項中「職員課長」を「総務事務セ ンター長」に改める。

附 即

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

## 熊本県訓令第43号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

先 機 各 地 方 出 関

熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県環境立県推進室設置規程(平成 12 年熊本県訓令第 40 号)の一部を次のように改 正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に 関すること。

附則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第44号

本庁各部課(総室・室・センター) 機 各 地 方 出 先

庶務事務の集中処理に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成 20 年 6 月 20 日

> 熊本県知事 夫

庶務事務の集中処理に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(熊本県立保育大学校処務規程の一部改正)

熊本県立保育大学校処務規程(昭和30年熊本県訓令第427号)の一部を次のよう 第1条 に改正する。

第6条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同条第 同条中第 18 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。 (熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)

熊本県港管理事務所処務規程(昭和30年熊本県訓令第605号)の一部を次のよう 第 2 条 に改正する。

第4条第12号中「すること」の次に「(熊本県熊本港管理事務所を除く。)」を加え、 同条第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改める。

(熊本県立清水が丘学園処務規程の一部改正)

熊本県立清水が丘学園処務規程(昭和31年熊本県訓令第1233号)の一部を次の ように改正する。

第6条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条中第 19 号を第 18 号とし、第 20 号を第 19 号とする。

(熊本県産業技術センター処務規程の一部改正) 4条 熊本県産業技術センター処務規程(昭和 31 年熊本県訓令第 1248 号)の一部を次 のように改正する。

第5条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1 号ずつ繰り上げ、同項第17号中「前5号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を 同項第16号とし、同項中第18号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正)

熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和33年熊本県訓令甲第33号)の一部を次 のように改正する。

第6条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第20号から第23号まで」を「第19号から第22号まで」に 改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り上げる。 (熊本県出納局処務規程の一部改正)

第6条 熊本県出納局処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第30号)の一部を次のように改 正する。

別表第1課長専決事項の欄中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第 36号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県林業研究指導所処務規程の一部改正)

熊本県林業研究指導所処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第34号)の一部を次の ように改正する。

第6条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第 17号とし、同条中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第8条 熊本県精神保健福祉センター処務規程(昭和 47 年熊本県訓令第 86 号)の一部を 次のように改正する。

第 5 条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 18 号中「前 5 号」を「第 13 号から前号まで」に改め、同号を同条第 同条中第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。 (熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正)

熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年熊本県訓令第17号)の一部を次のよ うに改正する。

第 6 条中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 18 号中「前 6 号」を「第 12 号から前号まで」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条中第 19 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県福祉総合相談所処務規程の一部改正)

第10条 熊本県福祉総合相談所処務規程(平成元年熊本県訓令第22号)の一部を次のよ うに改正する。

第6条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前5号」を「第13号から前号まで」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条中第 19 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部改正)

第 11 条 熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程(平成 10 年熊本県訓令第 21 号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号から第34号までを1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県熊本県税事務所処務規程の一部改正)

第12条 熊本県熊本県税事務所処務規程(平成12年熊本県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県熊本農政事務所処務規程の一部改正)

第13条 熊本県熊本農政事務所処務規程(平成12年熊本県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項各課共通に関する事項の項第30号中「第20号」を「第22号」に改め、 同項総務課に属する事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号と する。

(熊本県熊本土木事務所処務規程の一部改正)

第 14 条 熊本県熊本土木事務所処務規程 (平成 12 年熊本県訓令第 36 号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項総務課に属する事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

(くまもと県民交流館処務規程の一部改正)

第 15 条 くまもと県民交流館処務規程(平成 14 年熊本県訓令第 42 号)の一部を次のよう に改正する。

第 5 条中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 17 号中「前 5 号」を「第 12 号から前号まで」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 18 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

阿 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

#### 登載依頼

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議公告第1号

平成20年度くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議を次のとおり開催する。なお、当会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 6 月 20 日

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議会長

1 開催日時

平成 20 年 6 月 30 日 (月)

午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市水道町 14-1

メルパルク熊本

- 3 議題
  - (1) 平成19年度の活動実績及び平成20年度の活動計画案について
  - (2) 県の犯罪情勢及び県民会議構成員・行政の取組みについて
  - (3)活動事例報告
  - (4) 意見交換
  - (5) その他
- 4 傍聴者

10 人

- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議事務局 (熊本県環境生活部交通・くらし安全課)

(電話 096-333-2293)